

四国税理士会 成年後見支援センター

「こんなお悩み、
ありませんか？」

もの忘れがひどくなった。財産管理ができなくなってきた。
不動産を処分したいが、自分の判断に不安がでてきた。
今できることはなんだろう？

財産管理の専門家 成年後見のご相談は税理士に！

相談は
無料です。

近年、認知症や障がいがあっても、自分らしく安心して暮らしていける「成年後見制度」の積極的な活用が求められています。

当支援センターでは、相談室を設け成年後見制度に関する一般的な相談や財産管理などについての相談を受け付けます。



相談日

毎週火曜日

(祝日、年末年始、お盆を除く)
※事前予約が必要です

時間

13:30～16:30

※ご相談はお一人様30分程度
とさせていただきます。

予約受付時間

毎週月曜日～金曜日(祝日、年末年始、お盆を除く)
9:00～17:00 ※電話でご予約ください。

四国税理士会
成年後見支援センター

フリーダイヤル

☎ 0120-883-110
FAX 0120-773-315

成年後見制度

認知症や障がいにより判断能力が十分でない方々を支援して、自分らしく、安心して生活できる社会の実現を目指すしくみです。

～備えあれば憂いなし～

元気なうちに信頼できる人にしっかり相談しておこう！

任意後見制度

- 本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って、任意後見人が本人を支援する制度です。
- 委任する契約の内容は本人の希望に応じて設定できます。預貯金の管理、賃貸借契約の締結、不動産売却処分や購入、介護サービスの契約、施設の入所契約などです。

法定後見制度

判断能力が不十分な人に親族などから家庭裁判所に申立て、適任と思われる支援者が選ばれる制度です。

あなたの暮らしのそばにいる
四国税理士会

香川県連 高松市番町2-7-12
愛媛県連 松山市松前町1-6-8
徳島県連 徳島市西新町2-35 竹田ビル2F
高知県連 高知市本町4-1-8 高知フコク生命ビル8F

無料相談

ご相談は無料となっております。

ご相談内容の回答は原則としてお電話で行います。お電話では説明が困難な場合、日時を決めて面接相談を行います。面接相談は四国税理士会館又は各県事務局で行います。FAXでお申し込みいただいたご相談については火曜日に回答いたします。

お電話でのご相談は-

相談日

毎週火曜日

(祝日、年末年始、お盆を除く)
※事前予約が必要です。

予約受付時間

毎週月曜日～金曜日(祝日、年末年始、お盆を除く)
9:00～17:00 ※電話でご予約ください。

時間

13:30～16:30

※ご相談はお一人様30分程度とさせていただきます。

ご相談電話番号

フリー
ダイヤル

0120-883-110

FAXでのお申し込みは-

下記内容をご記入になり、当センターまで送信ください。

各項目の該当する□には☑とチェックをお付けください。

ふりがな		電話番号
相談者氏名		()
ご住所	〒	
ご職業	<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 主婦 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 四国税理士会会員 他会員 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
相談について	<input type="checkbox"/> 今回初めて <input type="checkbox"/> 過去にある (回)	
当センターを知った方法	<input type="checkbox"/> チラシ・パンフレット <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 新聞・雑誌 <input type="checkbox"/> 知人からの紹介 <input type="checkbox"/> 電話帳 <input type="checkbox"/> 支部からの紹介 <input type="checkbox"/> 行政機関からの案内 <input type="checkbox"/> その他 ()	

■ご相談内容 お困り事、相談したい内容などをご自由にお書きください。

※相談時間は30分を目安とさせていただきます。

※この受付票及び相談内容など個人情報に関しては、統計資料の作成など当センターの業務に関連した事柄に使用し、その他の目的には使用いたしません。

お申し込みFAX番号 **0120-773-315**